土地の先行買収にご協力ください。

JR半田駅前地区では、土地区画整理事業を実施するために必要な公共用地が不足しているため、 仮換地指定の時期までに必要な土地の面積を確保する必要があります。

このため、地区内の土地の先行買収を行いますので、ご協力をお願いします。

なお、土地区画整理事業に必要な面積を確保した時点で、用地買収は終了します。

土地の売買について、お考えのある方は、 半田市役所 市街地整備課までご相談ください。



- ◆ JR半田駅前地区のまちづくりについて、土地区画整理事業区域内に土地を所有する方、商工業者、まちづくりに興味のある方を中心に、景観等に配慮した魅力あるまちづくりの形成に向けて、定期的に話し合いの場を設けていきたいと思います。参加を希望される方は、以下の問い合せ先にご連絡ください。
- → JR半田駅西側にありました市街地整備事務所は、平成27年1月から 半田市役所3階へ移転していますので、よろしくお願いします。



- 発行元·お問い合わせ先 -

半田市 建設部 市街地整備課 [半田市役所 3階 ⑱窓口]

〒475-8666 半田市東洋町 2-1 電話番号:0569-22-8851 [直通]

F A X:0569-23-6061

市街地整備課 E-mail : shigai@city.handa.lg.jp 半田市ホームページ http://www.city.handa.lg.jp/



JR半田駅前地区 まちづくりニュース



2016年9月

日頃は、JR半田駅前土地区画整理事業に、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。 このたび、事業に関する内容について、事業地区内に土地を所有されているみなさまへお知らせす るため「まちづくりニュース」を作成しました。

今後もこの「まちづくりニュース」を随時発行し、土地区画整理事業の状況などをお知らせしてまいりますが、不明な点等がございましたら、半田市役所市街地整備課までお気軽にお問合せください。

JR 半田駅前地区の土地区画整理事業を進めます。

JR半田駅は、今から130年前の明治19年に愛知県で初めて建設された鉄道路線の駅として開業し、鉄道駅前は商業地を中心に栄えていました。また、名鉄河和線も建設され、JR武豊線と南北に並行して走り、鉄道が本市の中心商業地としての発展をけん引してきました。

しかしながら、近年は人口の減少、高齢化の進展などの影響により商店等の閉鎖がみられ、中心市 街地としてのにぎわいや魅力が低下しています。また、鉄道により東西方向の交通が分断され、名鉄 知多半田駅前地区との一体的な市街地形成の妨げにもなっています。

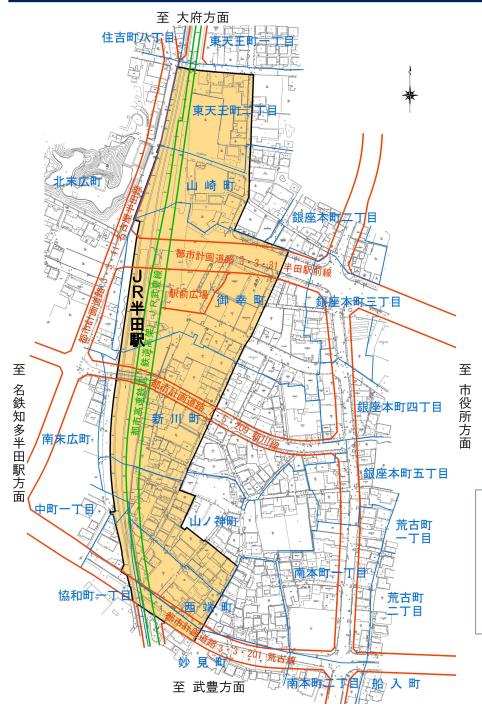
名鉄知多半田駅前地区については、土地区画整理事業を実施したことにより、安全・安心なまちが 形成され、人口が増加しているなど活気が戻りつつありますが、JR半田駅前地区は古くからの市街 地であり、道路も狭く老朽住宅が多い密集市街地となっており、活気が失われてきています。

こうした中、JR武豊線の高架化事業が着手されることに併せて、JR半田駅前地区において土地区画整理事業を実施し、道路や公園などの整備、計画的な宅地の配置、商業地区にふさわしい土地利用の誘導を図ることで、生活の利便性を向上させ、にぎわいと魅力ある、災害に強いまちづくりに取り組むこととなりました。事業の区域は 6. 2ha とし、事業の整備効果を早期に発揮していきます。

今回、都市計画決定した区域以外の地区については、事業の進捗を見ながら改めて検討します。



都市計画決定しました。



平成27年7月24日に以下の都市計画決定がされました。

- · 土地区画整理事業 (面積=6.2ha)
- · 都市高速鉄道(鉄道高架)
- · 都市計画道路
 - 3・3・11 名古屋半田線
 - 3 · 3 · 31 半田駅前線
 - 7 · 5 · 209 新川線
 - 3・3・201 荒古線

「都市計画決定」とは

▶ 都市の健全な発展と秩序ある整備をするための計画を都市計画法に基づく手続きにより決定することです。

この区域内では建築行為が制限されます。

都市計画決定後の現在、建築行為等を行う場合は、都市計画法に基づく一定の制限があります。 建築行為等を行う場合は許可申請が必要となりますので、事前に半田市役所 市街地整備課にご相 談ください。

今後、新築・改築等を予定されている方は、 半田市役所 市街地整備課までご相談ください。

今後のスケジュール

平成27年度

都市計画決定

土地区画整理事業を行う区域を都市計画法に基づく手続きにより決定することです。地元説明会、都市計画案の縦覧、都市計画審議会を経て決定されました。

一部の土地の先行買収

平成28年度



土地区画整理事業を円滑に進めるため、地区内の一部の土地を先行して買収し、道路や公園などの公共施設用地に充当します。31年度までの期間に買収を予定しています。

道路や公園などの設計の概要、事業施行期間、資金 計画を定め、愛知県知事の認可により事業計画を決定 します。

換地設計

換地設計では、従前の土地に対して事業計画で定め た道路等の公共施設の計画に合わせた区画整理後の 土地(換地)の再配置案を検討します。

平成32年度

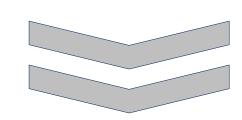
仮換地指定

換地設計により従前の土地に替えて、新たに使用することが出来る土地(仮換地)を指定する行政処分のことをいいます。

平成33年度

建物移転 工事着手

仮換地指定後、工事計画に基づき、順次仮換地先への建物移転の実施や道路などの公共施設の工事を実施します。



※ 上記については、概ねの予定を示したもので、時期(年度)は前後することがあります。 詳細なスケジュールについては、また適宜お知らせします。